

会長専決処分（愛知万博20周年記念事業実行委員会会則の一部改正）について

愛知万博20周年記念事業実行委員会会則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり会長専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

1 専決処分事項

愛知万博20周年記念事業実行委員会会則の一部改正

(改正内容)

別表1（第4条関係）中、「愛知県商店街振興組合連合会」に係る役職の変更

	区分	名称	役職
改正後（新）	委員	愛知県商店街振興組合連合会	<u>会長</u>
改正前（旧）	委員	愛知県商店街振興組合連合会	<u>理事長</u>

2 専決処分日

令和7年7月25日

＜参考＞愛知万博20周年記念事業実行委員会会則（抜粋）

（総会）

第12条 略

2～3 略

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）事業計画並びに予算及び決算に関する事項

（2）会則の改廃に関する事項

（3）その他実行委員会の運営に関する重要な事項

5～8 略

（会長の専決処分）

第13条 会長は、総会を招集するいとまがない場合、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した時は、会長は、これを次の総会で報告し、その承認を求めなければならない。